

国の認知症施策推進基本計画を踏まえた、 市の事業における認知症のある人の本人参加について

1 国の認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - ・認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- ・施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- ・地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

※「新しい認知症観」とは認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方である。

2 認知症のある人の本人参加について

武蔵野市認知症施策推進計画の策定を見据え「認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する」にあたり、市が実施している事業において認知症のある人の声を聴くために認知症のある人の本人参加が重要と考えている。

【実施事業例】

(1) 認知症カフェ

認知症のある人とその家族、地域の人など誰でも気軽に集える場所として、認知症サポーターステップアップ講座修了者が認知症カフェの運営を実施。

(2) いきいきガーデンサポーター

地域の高齢者のフレイル予防及び認知症のある方の社会参加の機会として、市役所正面玄関のゴーヤへの水やりとラジオ体操を実施。夏季期間終了後はプランターに花を植え、育てている。

3 意見交換

それぞれの立場で、ご自由にどのような内容の事業であれば認知症のある人が参加しやすくなるかご意見をいただきたい。

例)

- ・どのような内容であれば認知症がある人が興味を持って参加してくれるか。
- ・認知症のある人の家族が参加しやすければ、本人が家族と一緒に参加してくれるのではないか。
- ・認知症のある人同士が悩みを共有し、話し合えるピアサポートがあれば相談しやすいのではないか。
- ・認知症のある人が集い、本人同士が自らの体験や必要としていることを語り合える本人ミーティングの場があると参加しやすいのではないか。